

「岐阜地区子ども会育成協議会」シンボルマーク募集要項

岐阜地区子ども会育成協議会

会 長 森 下 珠 美

岐阜地区子ども会育成協議会は、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡を含む地区郡市町内の子ども会育成協議(連合)会をもって組織され、子ども会の活動の促進並びに組織の拡充を通じて、児童生徒の健全育成を図ることを目的としています。

今回、岐阜地区子ども会育成協議会のシンボルとなるマークを以下により募集します。

皆様からの御応募、お待ちしております。

1 応募資格・応募点数

- (1) デザインの経験、受賞歴の有無等は問いません。
- (2) 募集要項に同意いただける方で、岐阜地区子ども会の会員であれば、どなたでも応募が可能です。
- (3) 応募点数の制限はありません。

2 制作条件

制作条件は次のとおりとします。

- (1) 「岐阜地区子ども会育成協議会」のイメージが分かりやすく伝わるもの。
- (2) 色は「子ども会」のシンボルカラーである緑色とすること。
- (3) 岐阜地区のみならず県内外へ発信することを念頭に制作すること。
- (4) 応募作品は、応募者自身の未発表のものに限りします。
- (5) 応募作品は返却しません。

3 提出内容および提出方法

募集用紙にて提出してください。

(1) 提出内容

① シンボルマーク

(電子データの場合は、JPEG または PDF ファイルで提出してください。)

② デザインの説明など(趣旨 解説・考え方を記述してください。ただし、氏名等の応募者が特定できる情報は、ここに含めないでください。)

③ 子ども会名・氏名・年齢

(採用作品については、制作者の子ども会名、氏名、住所(市町名まで)およびデザインの説明などを公表します。)

(2) 参考資料

パソコンを使用した場合は、使用したOS、アプリケーションの名称およびバージョン、使用したデータの仕様等を記載し、参考資料として添付してください。(手描きの場合は不要。)

(3) 提出期限

令和7年9月25日(木曜日)(必着)

(4) 提出方法・提出先

岐阜地区各市町の当協議会事務局あて御応募ください。

その他、岐阜地区子ども会育成協議会の役員あてに直接持参でも受け付けます。

・作品を折り曲げないように留意して下さい。

4 審査について

(1) 審査は、「5 審査にあたり考慮する項目」により、協議会役員等の意見を踏まえて、協議会会長が採用作品を決定します。

(2) 選考経過については、非公開とします。選考過程の問合せには、対応できかねます。

(3) 次に該当するものについては、審査の対象外とします。

- ① 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。
- ② 既に他の地域で採用されているものまたは採用されたものに類似のもの。
- ③ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
- ④ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。
- ⑤ ①～④の条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。

また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがあります。

これらに伴い、発生するトラブル損害などは、当協議会では負いかねますので、御留意ください。

5 審査にあたり考慮する項目

次の5項目について審査します。

- (1) 視認性：協議会旗や会議文書など様々なものに使用するため、大人から子どもまで幅広く好感をもたれ、分かりやすいもの。
- (2) 象徴性：「岐阜地区子ども会育成協議会」の象徴となること。
- (3) 審美性：デザインとして優れていること。
- (4) 展開性：将来さまざまな媒体で展開可能であること。
- (5) 再現性：カラーだけでなくモノクロ化や拡大・縮小してもデザインイメージの変化が少ないこと。

6 結果発表について

令和7年12月頃に、採用者に直接通知します。

また、岐阜地区各市町の当協議会事務局あて発表します。

ただし、選考の都合上、発表時期が変更になる場合があります。なお、不採用者への通知は行いません。

表彰は2月11日に開催する「岐阜地区子ども会育成大会」において行います。

7 賞金等

採用者には、図書券および表彰状を授与します。

8 注意事項

応募者は、次の各事項について承諾の上で、作品の応募をお願いいたします。

(1) 応募作品の知的財産権等について

- ① 応募者は、応募作品が採用された場合、当該作品に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を当協議会に無償で譲渡します。
- ② 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者に

これを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。

- ③ 全ての応募作品について、当協議会は、広報・記録等を目的とした印刷物、Web 等において無償でこれを使用できるものとします。

- ④ 応募者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないこと、および既に他の地域で採用されたものに類似のものではないことを確約します。

それらの違反があった場合には、応募者が自らの負担と責任において一切の処理を行います。

(2) 個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。

なお、3の(1)の③に記載のとおり、制作者の子ども会名、氏名、住所（市町名まで）およびデザインの説明などについては、公表します。

(3) 採用作品の修正について

採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、補正・修正および文字の付加、あるいはほかの書体等との組み合わせなど、ロゴマークの修正をお願いし、完成版とすることがあります。

また、必要によって、編集可能なデータ形式でのファイルの提出をお願いすることがあります。

なお、補修等についての同意が得られない場合、決定後であっても、採用決定を無効とします。

(4) 採用作品の制作者について

採用作品の制作者には、「岐阜地区子ども会育成協議会」の広報活動等への協力をお願いすることがあります。

(5) その他留意事項

- ① 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。

また、応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いません。

- ② 当協議会は、応募作品の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等について責任を負えない場合がありますので、応募作品に係るデータ等のバックアップは各自で御対応ください。

- ③ 未成年者の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。採用作品の決定にあたっては、著作権等の権利譲渡等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意が必要になります。

- ④ 本要項の内容（スケジュール、注意事項等）については、当協議会の判断により変更または追加することがあります。

- ⑤ 本要項に取り決めのない事項については、当協議会の判断により決定します。